

## 山陰地方における古代祭祀と木製祭祀具

松尾 充晶（島根県教育庁埋蔵文化財調査センター）

### 1．山陰地方の概況

薄板状をなす定型的な木製祭祀具（特に形代類）について、山陰地方（鳥取県・島根県）の出土数は多くなく、かつ分布に地域的偏在が認められる。組成が人形・馬形など多種からなり、かつ複数一括廃棄されるという使用形態を示す出土事例は、山陰でも東側の因幡～伯耆東部地域にほぼ限られる。これらの地域においても、国衙の関与を示す資料などは現状で認められず、在地有力氏族層の介在により受容されていることがうかがえるものの、その使用状況は極めて限定的である。一方、伯耆西部以西および隠岐では、形代類が多種多量に使用されたことを示す事例は皆無であり、特に調査遺跡が比較的多い出雲では（遺存環境の制約ではなく）祭祀具の地域的な特質を反映している可能性がある。

### 2．定型的な律令祭祀具を受容する地域（因幡～伯耆東部）

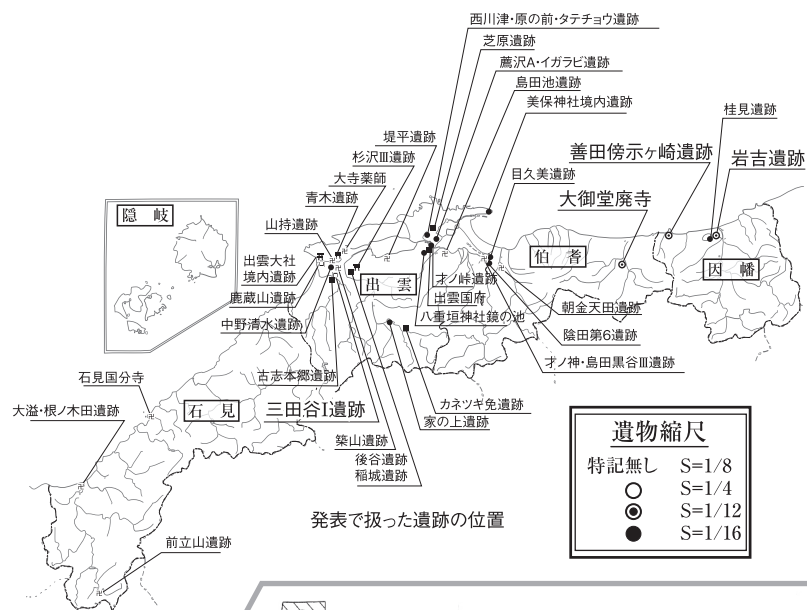
山陰を代表する初期寺院である大御堂廃寺（鳥取県倉吉市）では、8世紀中頃以前とされる一括資料が出土している。これは山陰地方における形代使用祭祀の出現時期に近い事例とみられ、いくつかの視点から注目される。1点は私寺建立の主体者となる有力氏族層周辺においてこうした定型的な祭祀が専有されていること、もう1点は木製形代を用いる祭祀の斎行が仏教施設でおこなわれており、混然とした思想構造の実態がうかがえること、さらにその年代が都城における律令期祭祀遺物の展開期にあたり、国家的祭祀体系の地方への拡散結果と理解しうること、などである。なお、因幡では善田傍土ヶ崎遺跡、岩吉遺跡（いずれも鳥取市）のように、多種多量の木製祭祀具がまとまって出土する遺跡が知られる。9世紀前半を中心とする岩吉遺跡では公的機能の存在を示す木簡や墨書土器などを伴って出土しており、おそらく郡レベルの地方官衙（関連）遺跡を拠点として、木製祭祀具を多量に使用する律令祭祀（祓除か？）が因幡地域に展開する様相を示す事例とみることができる。

### 3．地域性を有し木製祭祀具の希薄な地域（伯耆西部以西、特に出雲）

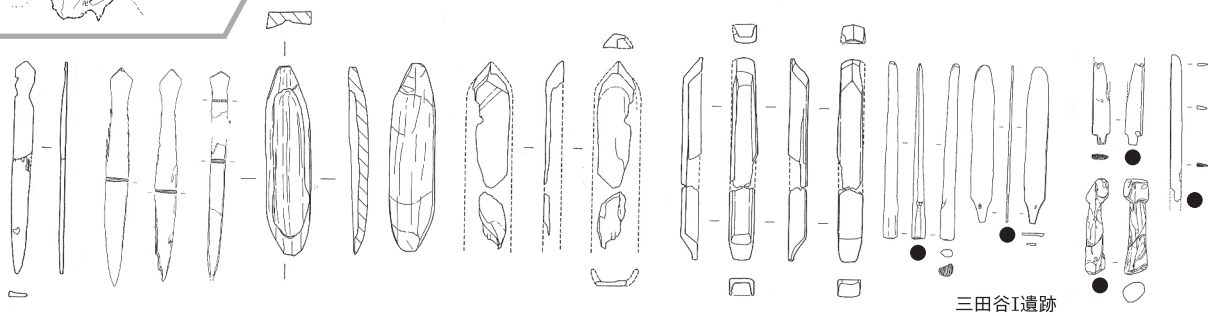
地方出土の律令期祭祀遺物には、都城での構成と共通点が多い一方で、地域によっては欠如するものや独自のものもみられる。広域な傾向について例をとれば、山陰地方は墨書人面土器や絵馬がほぼ皆無の地域（の一部）である。さらに小さな地域性として、伯耆西部以西では人形・馬形に代表される木製形代の使用が希薄である。特に出雲では、低湿地を含む平野部の遺跡調査事例が一定数あるにも関わらず（立体的な舟形が相対的に多い傾向はあるものの）、多量一括使用の事例が無い。出雲は官社制の進展、神社の建築化が早い時期に進んだ地域とみられており、令制国成立以後においても地域の神祇祭祀に出雲国造が強い影響を与えた。こうした在地での祭祀体系の強弱が、国衙等を介した律令的祭祀の浸透度合いに影響し、ひいては祭祀具・被具の構成にも反映する場合があると考えられる。

### 4．木製祭祀具の用途に関して

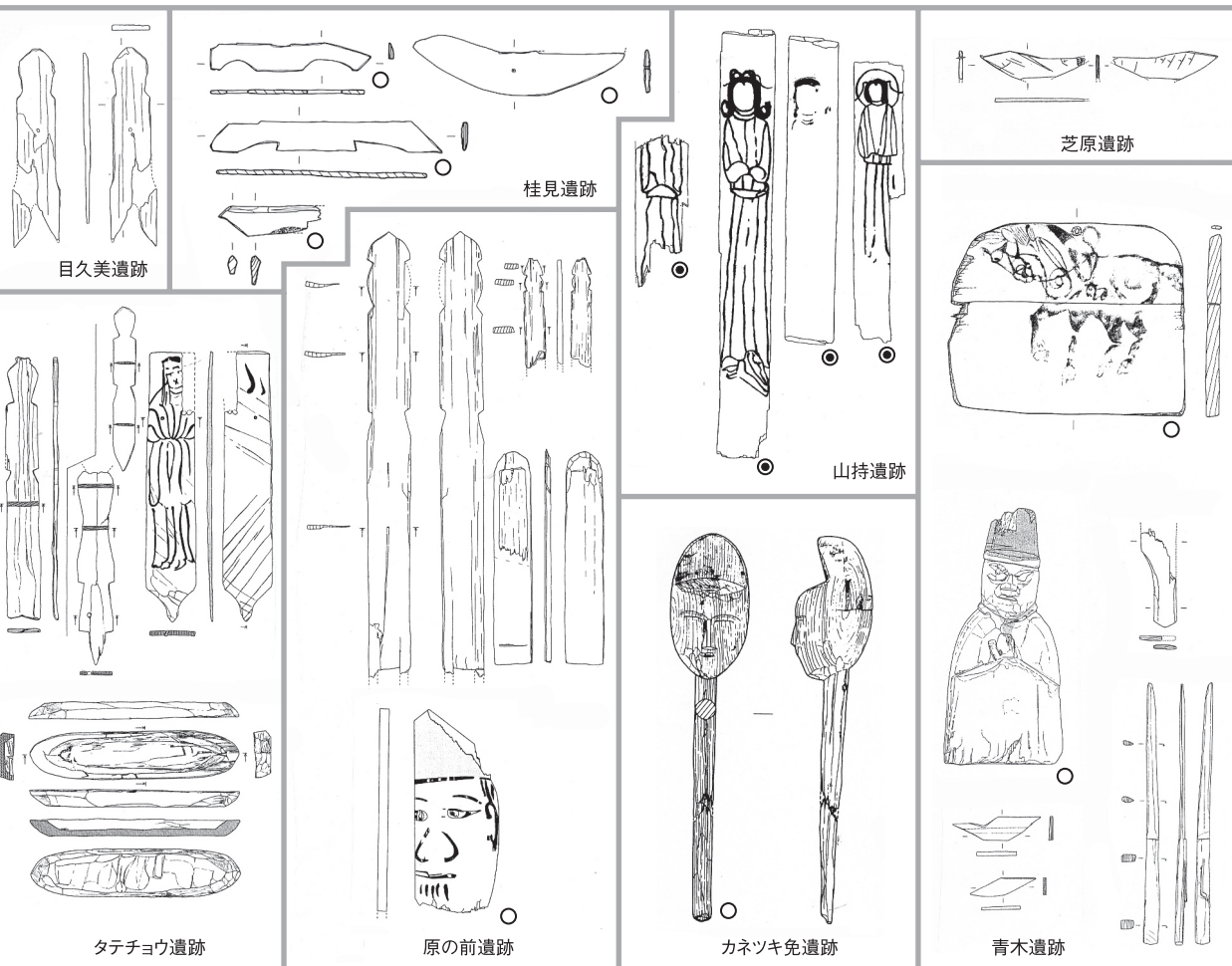
木製祭祀具の用途は必ずしもハラエに限定されない。その実例として、出雲国府で確認された8世紀中葉の祭祀土坑（大舎原地区5号土坑）が重要である。ここでは刀形・斎串がシカ頭骨や果実といった供物とともに土坑内に献ぜられていた。この祭祀の内容は儒教祭儀のひとつである「釈奠」である可能性が指摘されていて、その当否は置くとしても用途はハラエでない可能性が高い。木製祭祀具は廃棄原位置をとどめて出土することの少ない遺物であるが、ひとつの出土状況が端的に使用形態、ひいては用途と儀礼行為の内容を示す場合がある。それが小島西遺跡が重要たる所以でもある。

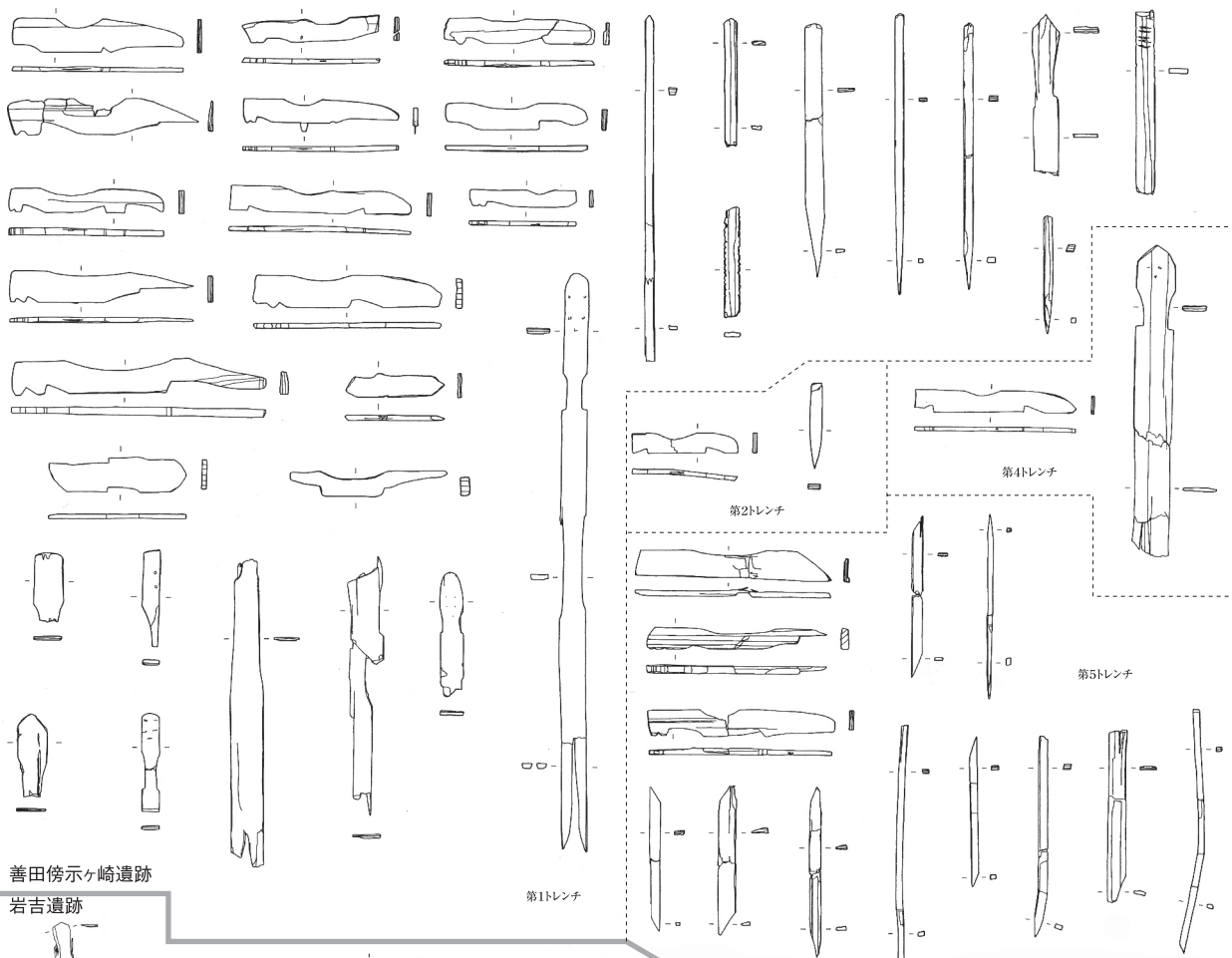


大御堂廃寺



三田谷Ⅰ遺跡





善田傍示ヶ崎遺跡  
岩吉遺跡

